

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

4 労災・職業病をめぐる闘争

労災・職業病をなくす交流集会

一九八一年一〇月一〇日、「第三回騒音性難聴と振動病をなくす全国交流集会」が神戸市勤労会館で開かれた。この集会は、仕事で難聴や白ろう病になった人たちが、全国規模で交流を図ろうというもので、約四〇団体一〇〇人が参加した。参加者は、各地の情報、意見の交換のほか国や企業の責任追及の進め方などについて話し合った。十一月三日には全都の「労災職業病交流集会」が総評会館で開かれ、四九団体が参加した。ノイローゼの業務上認定闘争(建設関連労協)、労基法一九条解雇を撤回させるたたかい(大田労職共闘)、リハビリテーションと職場復帰のたたかい(メールオーダー労組)、白ろう病をなくすたたかい(全林野)、職業ガンを認めさせるたたかい(日本化学クロム被害者の会)などの闘争報告を受けたあと、各分野のたたかいをどう統一闘争にしあげていくかについて討論がなされた。

全通のバイク振動病のとりくみ

一九七三年頃から、郵政外務員のなかに振動病症状があらわれるようになり、全通は、バイク使用の関連で研究・調査を進めてきた。日本産業衛生学会内部に設置された振動障害委員会の「振動障害委員会報告」(八〇年九月)のなかで、モーターバイクが振動障害を発生させる機械のひとつであるとの指摘がなされた。全通は、これまでもバイクの振動病に関して対策の強化を求める要求を出していたが、この「報告」を契機にあらためて郵政大臣に要求書を提出した。八一年七月六日に出された要求書の要旨はつぎのとおりである。

【バイク振動病対策の抜本的強化を求める要求書(要旨)】

モーターバイクが振動障害を発生させる機械であることが、学術的にも立証された今日、振動障害を根絶させ、今後発生させないための郵政省の基本的な姿勢を明らかにすること。郵政省における、この問題をめぐる公務災害認定の状況は他産業(公企休を含む)における認定のケースに比して著しく劣悪である。その原因のひとつは、「認定基準」の中に、モーターバイクが振動障害を発生させる機械であることが明示されていないことにある。現に振動障害に罹病している郵政職員が、他の企業(官庁を含む)の職員と比較して、不利な状況下におかれていることが明らかとなるとき、モーターバイクを日常的就業にかつ大量に使用する最大の企業体として、郵政省は、このことに関して、これまでどのような対策を講じて来たか、また、今後どのように対策を強化して行く方針であるか具体的に示すこと。

労災・職業病は国の労働基準行政と密接なかかわりをもっている。労働行政を進める労働省の労働組合・全労働省労働組合は、これまでも基準行政の現状について問題を提起してきたが、このたび、労働基準行政制度検討委員会を設置し、八一年五月に報告をまとめた。労働基準行政全体についての総合的な検討は全労働としても初めてののものであった。以下は、報告のなかの監督指導業務にかかわる提言の抜粋である。

【全労働・労働基準行政制度検討委員会報告(抜粋)】

(1)監督指導業務の一元的運用体制の確立

現状は、労働災害防止にかかわる監督指導については、監督課、安全衛生課(又は安全課、衛生課)が相互に関連して業務を行っており、監督課が総合調整機能を有していますが、有機的な調整機能が十分果されていません。したがって監督指導業務を一元的に運用する体制を確立すべきであると考えます。そのためには、労働災害防止にかかわる監督指導については監督課に一元化し、管内の産業事情に応じて、行政目的別に建設、化学、放射線、運輸などの専門監督官を配置する必要があります。また、司法処分プロジェクトチームを設置し、司法処分専門監督官は、県内各署の司法処分手案を一元的に処理するのが効率的です。

(2)安全・衛生指導業務の強化

安全衛生に関する行政の分野は、単に臨検監督とそれに附随した指導のみにとどまらず、機械設備、工法等の本質的安全化、作業環境の改善などについての技術的研究および指導の必要性が高まっています。したがって、安全衛生に関する技術の研究、指導を担当する安全衛生専門官を充実強化すべきです。

(3)専門監督官、安衛専門官の職務の明確化

専門監督官および安全・衛生専門官についてはその職務を明確にし、専門職務に専念できるように内部体制を強化することが必要です。

(4)地方監督官制度の見直し

定員削減と引きつづく業務量増大、業務の複雑化のなかで、適切な監察と指導は、きわめて困難であると考えます、したがって、現在の地方監察官制度のあり方について見直す必要があります。

(5)労災保険審査官制度の民主化

労災・職業病にたいする春闘共闘のとりくみ

春闘共闘と日本労働者安全センターは、官製の「安全週間」とは別に、八二年の三月、四月を「安全衛生闘争強化月間」として独自に設定した。初めての試みである「月間」では、職場点検闘争の強化や安全標語の募集、ステッカー作りなどのとりくみがすすめられた。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

